

## 三田市業務委託に係る制限付一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づき三田市が発注する業務委託契約締結にあたり、一定の資格を定め行う制限付一般競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において制限付一般競争入札とは、業務委託の発注毎に入札参加者の資格を定め、参加希望者の資格を審査のうえ、参加資格を有する者を選定する入札方法をいう。

### (適用範囲)

第3条 制限付一般競争入札の適用対象とする業務委託は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に伴う測量・コンサルタント業務で設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が1,000万円以上のものとする。

2 前項に規定する業務委託のほか、特に市長が必要と認める業務委託については、制限付一般競争入札を行うことができるものとする。

### (入札の公告)

第4条 制限付一般競争入札を実施するときは、規則第9条第1項に定める事項について市長が入札の公示を行う。

2 市長は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法により公示を行う。ただし、緊急止むを得ない理由のあるときは、5日までに短縮することができる。

### (入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とし、これをすべて満たさなければならない。

#### (1) 政令等に規定する事項

ア 政令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格制限に該当しない者であること。

イ 規則第37条に規定する資格審査登録名簿に登載されていること。

ウ 市の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日及び当該業務委託の入札日に受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第199条第1項に基づく更正計画の認可の決定、民事再生法（平成11年法律第225号）第174条第1項に基づく再生計画認可の決定又は国土交通省の一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている者であること。

(2) 政令第167条の5の2の規定に基づき、当該業務委託に必要と認め、定める資格

ア 市の入札等参加資格審査申請書に記載している取引希望業務と、当該入札に付する業務委託の業務が同じであること。

イ その他個別の業務委託に応じて、必要と認める資格を有する者であること。

（仕様書、設計書及び図面の交付）

第6条 市長は、公示の日以後に仕様書、設計書及び図面（以下「委託仕様書等」という。）を閲覧に供するとともに、公告に記載の方法により交付する。

（入札参加申込及び申込に係る提出資料）

第7条 制限付一般競争入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申込書及び次に掲げる資料（以下「申込資料」という。）を公示の日から入札参加申込み期限までの間に、公告に記載の方法により提出しなければならない。

(1) 同種又は類似業務委託の実績

(2) 配置予定技術者の資格及び経験

(3) その他必要と認める資料

2 提出期限日の翌日以降は、原則として、申込資料の差し替え又は再提出は認めない。

3 申込資料の作成並びに提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

4 提出された申込資料は、入札参加資格の確認のみに使用し、入札参加資格確認後も返却しない。

5 申込資料の提出期間は、原則として、公示を行った日から起算して10日間以上を確保することとする。

6 入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名について

ては公表しない。

7 市長は、第1項及び第3項に規定する事項を公告しなければならない。

(提出書類等の審査)

第8条 市長は、入札参加申込者の資格の確認を行おうとするとき、入札参加申込者の資格確認書を作成しなければならない。

2 入札参加資格の確認基準日は、申込み期限日とする。

3 市長は、入札参加申込者に対して、入札参加資格についての審査結果を資格確認結果通知書により通知しなければならない。なお、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者（以下「非資格者」という。）への資格確認結果通知書には、資格がないと認めた理由及びその説明を求めることができる旨を付記しなければならない。

(苦情の協議)

第9条 前条第3項の入札参加資格の確認結果に不服がある非資格者は、入札参加資格がないと認めた理由について、公告に記載の期日までに、公告に記載の方法により、契約担当課に説明を求めることができる。

2 前項の要請があったときは、説明を求めた者に書面で回答するとともに、市長にその回答内容を報告しなければならない。

(委託仕様書等に対する質問)

第10条 市長は、必要があると認めるときは委託仕様書等に対する質問を受け付けることとし、現場説明会は行わない。

2 前項の質問は公告に記載の方法により提出することとし、提出期間は資格確認結果通知書を送付した翌日から公告で指定した日時までとする。

3 質問書に対する回答方法は、公告に記載の方法による。

(入札の執行)

第11条 市長は、入札参加者に対し、公告に記載の方法により入札書を提出させるものとする。

2 入札回数は2回を限度とする。

(入札の執行の取消し又は中止)

第12条 市長は、不正があると認められるとき又はその他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札を取り消すことができる。

2 市長は、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止す

ることができる。

(契約保証金)

第13条 落札者は、本契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則第51条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(無効とする契約)

第14条 法令又は規則第22条に規定する入札及び申込資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

2 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、資格制限期間中である者、指名停止中である者及び入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

3 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消すこととする。

(落札者の決定等)

第15条 規則第28条第2項の規定により落札者を決定する。

2 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。

3 落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退してはならない。

(入札結果の公表)

第16条 三田市入札結果等の公表に関する要綱(平成13年4月1日施行)の規定に基づき、入札結果等を公表するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。